

総務委員会会議録

平成29年1月30日(月)

(開 会) 9 : 5 5

(閉 会) 1 1 : 3 6

【 案 件 】

1. 請願第10号「原子力依存からの撤退を求める意見書」の提出を求める請願
2. 入札制度について

【 報告事項 】

1. 飯塚市立地適正化計画について (地域連携都市政策室)
2. 平成28年度職員採用試験の実施状況について (人事課)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。「請願第10号「原子力依存からの撤退を求める意見書」の提出を求める請願」を議題といたします。本日は12月に開催された委員会での決定に基づき、紹介議員に説明のため出席をお願いしております。それでは、本請願について紹介議員の説明を求めます。瀬戸 光議員。

○瀬戸議員

原子力依存からの撤退を求める意見書についての説明をさせていただきます。3・11の東日本大震災以降、日本は地震の活動期に入り、九州地方や鳥取地方など全国各地で次々と大きな地震が起こっている上、南海トラフの巨大地震も迫りつつあると言われております。このような中、原発や核燃料サイクル政策の継続は、地震大国かつ火山国である日本においては、福島第1原発事故のような甚大な被害につながりかねません。同じ地震国のイタリアは30年前のチェルノブイリ事故を教訓として、運転中、建設中、計画中の12基全ての原発から撤退しました。また、台湾においても脱原発を閣議決定しました。日本では、今後人口減少や省エネなどにより、ますます電力の需要は減ると思われるため、総経費13兆円を超える再処理などの核燃料サイクル政策も中止するとともに、脱原発社会を目指す方向へ進むことを希望します。また、現在稼働していない原発については、代替エネルギーが普及している地域では再稼働を見送り、稼働している原発については、代替エネルギーが普及する中で、できる限り速やかに原子力依存からの撤退を求めます。以上で説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。瀬戸 光議員さん、本日はお忙しいところ大変ありがとうございました。

(紹介議員退席)

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。本請願第10号は原子力依存からの撤退を求める意見書を議会が国に対して提出してもらいたいという趣旨であります。提出されている請願文書を見ますと、

要旨の理由の締めくくりに、私たちの住む飯塚から西へおよそ80キロのところには佐賀玄海原子力発電所があります。偏西風の影響で飯塚は玄海原子力発電所の風下になることが多いのです。来年には再稼働を予定されているのですが、もうことしですけれども、もし事故が起これば、放射能による汚染地域は九州だけでなく、西日本にまで及ぶと言われております。仮にこうした間に、今、玄海原発で事故が起きましたと、放射性物質が出ておりますというニュースが流れたとしても、それはもう1時間以上はかかっていることとなります、事故発生から我々が知るまでは。ということは、そのニュースを聞いたときには80キロ足らずしかありませんから、放射性物質が本市域内に入っているということすら考えられるわけですね。また、それが、もし事故の連絡が、報道がない、もっと遅ければ、学校で元気に遊んでいる子どもたちだとか初めとして、市民が放射性物質に既に侵された後に連絡を受けると。しかも本市の場合は、原子力協定がありませんので、防災協定がありませんので、特段の避難計画もないということになっているわけですけれども、しかし一方で、本市には地域防災計画があり、原子力災害の場合の対応についても書かれていると思います。重ねてではありますけれども、その部分について紹介をお願いしたいと思います。

○防災安全課長

地域防災計画には、原子力発電に対する予防の点、それから、事故が発生した災害対策、その2点から地域防災計画のほうには掲載をいたしております。

○川上委員

どういふふうに書いていますか。

○防災安全課長

予防に関しましては、放射能等のモニタリングの情報収集体制、整備。県のほうが飯塚総合庁舎のほうにモニタリングポストを設置して、モニタリングをしながら、市のほうに報告をするようになっております。また、災害が発生した場合に関しましては、地域防災計画の大規模災害の項で規定しておりますけれども、災害対策本部等を設置し、発生した場合は職員を非常参集させ、情報の収集をするとともに、県が行う緊急時のモニタリングへの協力、また、消防本部に関しましては、原子力事業所、国、県から発表される災害情報を収集するとともに、県内のモニタリングポストで監視している空間放射線量等の情報収集を行うことといたしております。

○川上委員

一たん事故が起きた場合に、本市の場合は避難計画の検討がなされていますか。

○防災安全課長

市としましては、広域に避難を受け入れる体制としては飯塚市が挙がっておりますけれども、飯塚市民がこの放射線に対する避難行動計画というのは策定はいたしておりません。

○川上委員

玄海原発再稼働しても、使用済燃料を保管するプールがもうあとわずかしかないということで、まともな原子力発電所という、まともなものがもともとあるかというのはあるんですけれども、使用済核燃料をどこに保管するかも明確にない中で、あれでしょう、決まっているこの間隔、冷機等もあと何年もすればいっぱいになるので、間隔を詰めて、皆さんそこ並んであるでしょう。集まってくださいというようなことを考えてと言うんですよ。非常に危険な考え方ですね。今まではこれが必要だということを事情によって緩和していくという発想、これが今の国だとか電力会社の発想なんです。それで、もう人類とこの原子力発電所は共存できないということがもう明らかになっている以上、市として防災について最善の努力をするのは当たり前ですけども、防ぎようがないという事態なわけですから、この原子力依存から撤退を国に求めていくということが、今求められる一番の課題ではないか思うんです。それで、市議会としてはこの住民の皆さんの、多くの住民の皆さんのこの期待に応じて、全会一致で、国に、

政府及び国会に対して意見書を上げるべきだと考えています。議会のこういう動きについて、執行部として何か見解があればお尋ねしたいと思います。

○総務部長

議会の動きに対しては特に執行部としてはございません。

○川上委員

執行部としても同意ということのようですので、ぜひ採択していただきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「請願第10号「原子力依存からの撤退を求める意見書」の提出を求める請願」について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

全会一致。本件は採択すべきものと決定をいたしました。

「入札制度について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

○契約課長

平成28年度建設工事の入札執行状況について、お手元に配付しております資料に基づき、ご説明いたします。資料の「入札制度について」をお願いいたします。

まず、「平成28年度工事契約落札率別内訳表」のご説明をいたします。資料の1ページをお願いいたします。

この資料は、平成28年12月末現在の「工事契約落札率別内訳表」でございまして、設計金額が130万円以上の工事請負契約案件について、落札率別に記載したものであります。左から落札率、件数、契約金額総額を記載しております。落札率を70%未満、70%以上80%未満、80%以上90%未満といったような分類をしております。99%以上につきましては、0.3%刻みでさらに細かく分類しております。

12月末までの入札件数といたしましては139件、契約金額の総額は94億7350万6789円でありまして、その平均落札率は90.31%となっております。

次に、「平成28年度条件付き一般競争入札実施状況」につきましてご説明いたします。資料の2ページから6ページをお願いいたします。

平成28年12月末現在の「条件付き一般競争入札の実施状況」でございまして、左から工事名、工種等級等、予定価格、最低制限価格、落札額、落札率、申請者数、応札者数、最低制限価格応札者数、入札日を記載しております。

本年度は12月末までに、61件の条件付き一般競争入札を執行いたしましたが、その内訳といたしましては、土木一式工事が44件、建築一式工事が14件、専門工事が3件となっております。61件うち、38件が最低制限価格で応札がなされ、くじ引きにより落札者を決定したところでございます。落札率につきましては、6ページの一番下の欄に平均として記載しておりますが、89.46%となっております。

次に、「平成28年度変動型最低制限価格方式による入札実施状況」につきましてご説明いたします。資料の7ページをお願いいたします。

これは、等級区分のクロスゾーンに適用します変動型最低制限価格方式による入札実施状況で、12月末までに9件実施しております。なお、落札率につきましては、一番下の欄に平均として記載しておりますが87.30%となっております。

以上、簡単ではございますが、資料の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

入札制度を案件として、総務委員会が調査を、この期調査を行ってほぼ2年ということになるわけですが、本市の入札については、一方で最低制限価格によるくじ引きがあり、また一方で予定価格と同額のくじ引きによる落札率100%という入札結果があります。特に、教育委員会の学校関係工事にかかわる入札においては、このところ落札率100%が頻発しているわけであります。そこでお尋ねしますが、市長部局ではどの位落札率100%というのはあるのか、お尋ねをいたします。

○契約課長

平成24年度以降、建築工事に関しましては、28年度12月末までに19件の100%入札があります。内訳としましては、24年度が2件、26年度が5件、27年度が4件、28年度が8件となっております。

○川上委員

10月決算特別委員会があったんですけれども、市の提出資料によると、小中学校統合整備事業は約189億5900万円、内訳を申し上げますと、幸袋が57億4200万円、鎮西が75億4800万円、穂波東56億6800万円。大規模改造事業は約70億4100万円。内訳は小学校が13校で49億7700万円、中学校が7校で20億6600万円なんですね。それで、この統合整備事業と大規模改造事業を合わせると約260億円になります。利息を入れると市民の負担としては300億円をはるかに超えるのではないかと思いますので、そこで、教育委員会の関係の、学校建築関係の工事、落札率100%の発生状況に関する質問をしたいと思いますので、この間の入札結果に関する資料の提出を請求したいと思いますので、委員長の取り計らいをお願いいたします。

○委員長

執行部にお尋ねをいたします。ただいま川上委員から要求がっております資料は提出できますでしょうか。

○契約課長

準備いたします。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩します。

休憩 10：15

再開 10：16

委員会を再開いたします。

○川上委員

この資料見ますと、落札率100%が14件あります。中には鎮西小中一貫校の5工区の問題もありますけれども、それぞれについて概要説明をお願いいたします。

○契約課長

それぞれの概要につきましては、私のほうでは今把握しておりませんので、お答え申し上げられないかと思います。

○委員長

川上委員、いいですか。

○川上委員

困りましたね。この14件のうち、鎮西小中一貫校建築工事に関する5つの入札、落札率が100%のものなんですけれども、これについて齊藤市長は好ましくないと言ったとの報道がありました。市としては、執行部としては、今そういう認識かどうかお尋ねをします。

○総務部長

大型事業が集中する中で、非常に特殊な事例だというふうに捉えております。

○川上委員

私が質問したのは、齊藤市長が新聞の取材に答えて、好ましくないと言ったという報道なんです。それは、あなた方は、きょう市長もいないけども、執行部としてそういう認識かと聞いてるわけです。特殊な事情だとかいうことは聞いてないわけです。もう一度答弁をお願いします。

○総務部長

市長の答弁については、私、記憶しておりませんが、私の今の契約担当部署としての認識として、お答えをさせていただいたところでございます。

○川上委員

市長が100%落札というのは好ましくないというふうに報道で答えたようだけど、あなた方も同じ認識かと聞いてるわけです。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 10:20

再開 10:21

委員会を再開いたします。

○川上委員

私はね、市長が好ましくないと言ったとの報道があったけども、今、目の前にいる総務部長は同じ認識かというように聞きましょう。

○総務部長

私の認識は先ほどからご答弁申し上げておりますように、非常に特殊な事例だというふうに捉えています。法令等に照らし合わせても、問題はないというふうに考えております。

○川上委員

好ましくないとは言わないというのが答弁だと思いますね。そういうことでいいですか。

○総務部長

受け取られ方はご自由ですが、私は先ほどから答弁差し上げました言葉のとおりでございます。

○川上委員

ご自由ということですので、市長が好ましくないというふうに答えた。同じ認識かと聞いて、それは答えないということですから、好ましいとは思わないということはないということでしょう。何て言ってるのかな。好ましくないとは思わないというのが、論理的に考えたら、総務部長、責任者の回答ということになるんですね。大変な答弁だと思います。

それで、私は鎮西の5工区の100%落札率の問題については、9月の議会で討論し、未必の故意による官製談合と指摘せざるを得ないというふうに言いました。その後、この問題について新たな情報提供はありませんでしたか。

○契約課長

その後、談合とかいうそういう情報はあっておりません。

○川上委員

談合情報があればそれはそれであれなんだけれども、談合情報以外で何か新しい情報、有用な情報がありましたか。

○契約課長

いえ、情報はあっておりません。

○川上委員

警察に通報しているわけですがけれども、その後、警察の捜査はどのようになっているかわかりますか。

○契約課長

この案件につきましては、あくまでも月例の報告ということで警察のほうには伝えておりません。実際、警察のほうで捜査をしているとか、していないとか、そういう情報は当然警察のほうもこちらのほうには教えてくれませんので、情報提供はあっておりません。

○川上委員

警察のほうから積極的に捜査情報やら出しませんか。市から聞いたことがありますか。

○契約課長

先ほどもお答えしたんですけど、市のほうから確認したところ、実際それに対して捜査を行っているとか、やっていないとか、そういう情報は警察のほうも教えられないということで、情報はあっておりません。

○川上委員

どのような形で確認をしたんですか、警察に。いつごろ、誰が、口頭か文書か。回答は文書で来たのか、口頭なのか。お尋ねします。

○契約課長

私のほう、日にちは定かでないんですけど、電話での確認とか、その後、月例の報告書をまた持っていったときに、以前報告してたんですけどということでお尋ねはしたんですけど、先ほどの回答のように、情報提供できないということで、お答えをもらっております。文書とかではありません。

○川上委員

では、本市としてこの件について、独自の調査はしていますか。市長は好ましくないと言ったんです。総務部長は非常に特殊な事情だと、ケースだと。あさってのような答弁だったんですけど。市としては独自の調査をしたのかどうか、お尋ねします。

○契約課長

市としては行っておりません。

○川上委員

この入札にかかわる予算はそもそもどのように計上されているのか、されたのか。お尋ねします。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 10 : 26

再開 10 : 30

委員会を再開いたします。

○財政課長

今、委員からご質問の件ですが、この場合は、教育委員会、学校施設整備のほうから設計額に基づいて予算要求がありまして、その要求をもとに予算を編成し、議会の議決を受けて、その後これを契約というか、伺いをもって契約のほうに持っていくということで、一連の流れはそういう形をしております。

○川上委員

教育委員会の担当課と市の担当課で協議をして、必要な予算の概略を決めていくわけですね。それでは、予算が決まるんだけど、入札はどのように行われるのか。手順というか、段取りというか。説明してください。

○契約課長

入札につきましては、原課のほうから依頼が来ますので、それに基づきまして、分離分割の方針がありますので、それに沿って、工期の問題とか考えながらどういった形で発注するかをまず検討し、その案につきましては、業者選考委員会のほうで決定していただいております。

○川上委員

教育委員会の担当課が市長に予算執行の伺いを出すんですね。そこが出発になるわけでしょう。そうすると、それはどういう文書で、どういう決裁で、回って来るんですか。

○契約課長

教育委員会のほうから執行伺という形で、今回、金額が市長決裁までなりますので、教育委員会のほうの決裁が終わった後、そのまま市長のほうに、こちらのほうに回ってきます。

○川上委員

教育委員会の決裁が終わって回ってくるわけですね、市長部局のほうに。それを執行伺と呼ぶんですね。その執行伺は最高の決裁権者は誰ですか。

○契約課長

この場合でいきますと、今回、市長になります。金額によって、最終決裁者が変わりますので、鎮西の場合でいえば、市長になります。

○川上委員

違うんですよ。教育委員会が市長に提出する執行伺がありますね。その一番の決裁権者は誰かと聞いているわけです。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 10:34

再開 10:36

委員会を再開いたします。

○契約課長

あくまでも、教育委員会は補助執行機関ということですので、教育長は合議をいただいたような形で、最終的には市長決裁という形になります。

○川上委員

では、教育委員会の出来事なんだけど、教育長はどのような役割を果たすんですか。

○契約課長

あくまでも教育委員会の中の、教育長としての合議を求めています。

○川上委員

合議を求められた教育長はどのようなことをするんですか。教育長の判こを押すんですか、これでいいですよという合議印を押す。答弁してください。

○契約課長

合議の方で印鑑を押されていると思います。印鑑を押されてます。

○川上委員

そうすると、発注者は市長ということでしょうけど、教育長が合議し、その印を押すということですね。市長は、この件についてはどのような指揮をとるのですか。入札に向けて。

○契約課長

市長につきましては、今回、2500万円以上の業選案件ですので、業者選考委員会に市長

が諮問する形になります。諮問を受けました業者選考委員会で内容等を決定し、答申し、市長への答申ということで報告いたします。

○川上委員

その業者選考委員会が田中秀哲副市長ということになるんだけど、業者選考委員会は開催に当たり、事前事後ということがあるんでしょうけど、教育委員会とはどういう連携をとりますか。

○契約課長

事業につきましては、今回は学校でもありますし、開校の関係とか、工期の関係もありますので、そのような中身、工期の関係とか受付の日程的な関係をまず教育委員会のほうと話しまして、その案がまとまれば、業者選考委員会のほうに案件としてかけております。

○川上委員

それは、工期の日程とかにかかわることだということですね。それ以外のことについて、学校施設の内容について、この段階で協議をすることがありますか。

○契約課長

学校施設の事業の中身等につきましては、今回でいえば、鎮西の分につきましては、学校サイドと建築課のほうで精査した上で、業者選考委員会にかかってきたときには、すでに工期とか概要が決定というか、あくまでも案の状態ですけど、そういった形で上がってきますので、その場で、例えば業者選考委員会の中に教育委員会が入って話を聞くようなことは、今回、あっておりません。

○川上委員

それは確認します。それで、業者選考委員会の結果については、教育委員会に連絡をすることがありますか。

○契約課長

入札結果につきましては、依頼を受けたうちのほうが建築課のほうに連絡しまして、建築課のほうから教育委員会のほうに連絡しているかと思えます。

○川上委員

それは、今回、行ったかどうかはわかりますか。

○契約課長

恐らく行っていると思うんですが、はっきりと確認はしておりません。

○川上委員

それ、今のは業者選考委員会の結果なんですよ。入札の結果については、教育委員会には連絡を行うんですか。

○契約課長

すみません。私、今、答弁の中でちょっと行き違いといいますが、先ほど私が言いました入札結果について、契約課のほうが建築課のほうに連絡して、建築課のほうから担当課のほうに連絡しますが、業選結果については、直接的には教育委員会のほうに連絡したことはありません。

○川上委員

じゃ、建築5工区に分ける、その他3工区にするということは、業者選考委員会は市長にのみ諮問するのであって、教育委員会、教育長には連絡をしないということですか。

○契約課長

業者選考委員会に案件としてかける前に、例えば、今回、5工区でいきますとか、そういった事業の分については当然、教育委員会との打ち合わせをやってますので、業者選考委員会が終わった後、教育委員会が知るということじゃなくて、事前に、内部の協議は行っております。

○川上委員

そうすると、5工区、3工区の入札の日程含めた仕組みについては教育委員会、教育長は業者選考委員会が行われる前に知っているということなんですか。

○契約課長

私もちょっと確認はしてないけど、概要的にはわかると。業選とか日程についてまで、詳細に連絡いつているかどうか、私のほうでもはっきり今のところわかりません。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 10:42

再開 10:43

委員会を再開いたします。

○契約課長

先ほどの起案と言いますか、伝票を回す状態では、既に何工区に分かれているのはわかりますので、ただ業者選考委員会の中では、業者の選考については、そこまでの協議はいたしません。例えば、JVでいえば、何社で行くとか、そういったことは業選案件になりますので、そこまでは教育委員会とは打ち合わせはやっておりません。

○川上委員

そうすると、今の話を聞くと、業者選考委員会の前に、教育委員会と打ち合わせをするので、鎮西中学校について、1工区から5工区それから、1、2、3について、工区割りをすることは教育委員会は知っているけれどもどの業者がというのはわからないと、SIがとかいろいろあるじゃないですか、ああいう細かいことは教育委員会は知らないはずだというふうにおっしゃるんですね。そこを確認したいと思うんですけど、答弁してくれますか。

○契約課長

業者選考委員会に諮る段階では、まだ案ですので、当然教育委員会もその辺のところはわからないと思います。その後、2日後くらい、通常でいえば、水曜日に定例業選して金曜日に告示しますので、告示の段階では当然わかるかと思います。

○川上委員

教育長だとか教育委員会は、金曜日の告示行為のときに初めて、1から5まで、ヘッドはSIでいくだとか、何とかいうのはもう初めて知るわけですか。告示の段階で。

○契約課長

その通りでございます。

○川上委員

そうすると、業者選考委員会、副市長は齊藤市長に対して諮問に対する答申を出して行くわけですね。で、先ほどの話だと、それを市長が決裁するということなんです。で、決裁すれば、入札行為が行われていくということだと思っただけ。先ほどから、聞いていると予算は予算議会でも通るんですけども、具体的な入札については、教育長が合議済みの決裁印を持って、教育長の決裁印を持って、教育委員会の担当課が市長部局に執行伺を出し、そして市長は副市長が責任者である業者選考委員会に入札執行について諮問すると。で、その諮問に対する答申を副市長が市長に出して、決裁を経て、入札が行われると。教育委員会及び教育長は、市長が入札を告示したときに初めて詳細を知ることですか。それ以前に、教育委員会や教育長がその詳細を知ることはないということですか。普通なら。確認できますか。

○契約課長

業選の案件と業選結果につきましては、告示があるまでは教育委員会部局には伝票等、回しませんし、うちのほうから連絡等しませんので、あくまでも告示の段階で初めて知るようになるかと思っます。

○川上委員

仮に先に知っていたら大変ですね、そうすると。あなた方にとっては。先に知っていたらおかしいということになりますね。告示以前に教育委員会ないし教育長がそれを知っておったということだとすれば、大変でしょう、これ。どうですか。

○契約課長

あくまでも事務手続き上、告示の段階でしか知らないと思いますので、そのように考えております。

○川上委員

調べたらいいじゃないですか。聞けばいいですよ。告示前に知っていたか、知っていなかったかと。教育長が1月20日、報道取材陣に対して、市長、副市長と賭けマージャンをしたことがあるとみずから認めました、との報道です。この報道は知ってますか。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 10:49

再開 10:52

委員会を再開します。

○川上委員

私が、今、質問しようとしたのは、教育長が1月20日、報道取材陣に対して、市長、副市長と賭けマージャンをしたことがあるとみずから認めたとの報道を知っているかって聞いたんです。これを、委員長が質問を認めないっていうわけです。

そしたら、次にいきます。教育長に告示前の段階でそういう情報を知っていたか、いなかったかというのは聞いたことがありますか。

○契約課長

聞いておりません。

○川上委員

教育長は市長、副市長と賭けマージャンをしているんだけど、その席上、このことについて、市長、副市長と話をしたかどうかについて、市長や副市長に、あなた方は事情を聞いてわかるべきだと思うけど、聞いていますか。

○総務部長

聞いておりません。そういうことは聞いておりません。

○川上委員

なぜ聞かないんですか。先ほど、新しい情報はないのかと言ったら、ないと言われましたね。警察は動いているのかと言うと、わからないと言いました。あなた方は調査をしているのかと言うと、していないと言いました。しかし、市長と副市長の間柄で、この情報が共有されるのは行政ルール上当たり前でしょう。副市長が業選の責任者として市長に答申するんだから、知ってますよ、お互いに。しかし、教育長は告示の前に知るはずがないというわけでしょう。だから、まさかこういう場で、情報を共有したりしていないでしょうねというのは、市長、副市長に聞かなきゃいかんですよ。そういう事情を聞いたかと尋ねた。わからないくらいではすまないんじゃないですか。なぜ聞かないんでしょう。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 10:55

再開 10:55

委員会を再開します。

○総務部長

必要性がないため聞いていないということでございます。

○川上委員

私は、鎮西小中一貫で総務部長の言葉を借りれば非常に特殊な事情が生じたというわけでしょう。事例だというわけでしょう。市長が好ましくないと言ってるのに、マスコミに対して、総務部長はそれを認めない。認めないけど、非常に特殊なケースだって言ってるわけですから、どうしてこういう事情が生じたのかについては、非常な注意をもって見守る必要がありますよ。情報がない、警察も動かない、自分たちも調査してない中で、新しい情報が出たわけじゃないですか。市の中枢部から。新しい情報ですよ。あなた方、新しい情報ないと言ったけど。1月20日の教育長の言葉は新しくないですか。これについて着目し、そして、公正入札が侵されていないかについては、調査するのが当たり前じゃないですか。相手がだれであろうと。それに対して必要がないとか、市民の感覚、公正で透明とか、求める感覚から言えば、総務部長の答弁は随分外れてますよ。

そのほかの落札率100%の事案があるんだけど、細かいことはよくわかりませんということでした。しかし、わかるじゃないですか。落除きとか辞退とかいうのを繰り返して行って、1者ないし2者の入札にして、それぞれが100%で応札してくじ引きと。外れた側は別のところでまた100%で取っていくわけでしょう。こういうの、あなた方が必要がないとか、調査の必要がないとか言ってる間に、どんどん目の前通って行ってわけですよ。それで、その他事案についてはよくわからないといったんだけど、それらについて、その後、情報提供なかったか、お尋ねします。

○契約課長

その後、過去の100%の入札につきましても、そういう情報等はあっておりません。

○川上委員

あなた方の態度から言えば、独自の調査をしてないと思うけど、警察はどうですか。鯉田の小学校の工事とか。

○契約課長

警察のほうも先ほども言いましたように、警察自体が捜査をしているとかしてないとか、そのほうは当然うちのほうには教えてくれませんので、実際そのような情報はわかりません。

○川上委員

鎮西の問題でも、今言った鎮西以外についても、公正な、競争力を持つ入札を本市で回復できるかどうか、非常に重大な問題ですよ。この背景に何があるのかを、あなた方調査する責任があるんじゃないですか。議会は100条調査特別委員会の設置とか、共産党は提案してますよ。議会は議会の振る舞いがあります。共産党は調査特別委員会設置して、議会に、市長でしょう、副市長でしょう、元の上下水道事業管理者、それから、賭けマージャンに参加した人たち、それから告発した人。こういった方、証人喚問してやるべきだと考えてます。それに今度はみずから認めたわけですから、教育長も証人喚問しなければならないと思うんですよ。議会の中での共産党の提案ですよ。執行部は、市民から預かった税金で、仕事してるわけですから、ここで不正がなかったかについて、しっかりとした検証が必要でしょう。それを必要がないとか、覚えてないとか、そういうことでは間に合わないですよ。仕事になりませんよ。

総務部長、本市の入札制度改革のために相手が市長であろうと副市長であろうと、教育長であろうと元上下水道事業管理者、あなた方の先輩にあたるんでしょうけども、関係者全員に改めて事情を聴く。それから、内部の手続において、おかしいことがないのか、内部検証含めて本格調査をする必要があるんじゃないですか、この100%落札について。総務部長、見解を伺います。

○総務部長

先ほど、ちょっと言葉が足りませんでしたけど、必要性がないというところのお答えの中で、法令等に照らし合わせましても、問題がないというふうに判断をしておりますし、競争性も確

保された中での入札の結果として特殊な事例というふうにお答えさせていただきましたが、そういうことですので、必要性はないというふうに判断をしています。そういうことですので、問題なしというふうに捉えておりますので、今、質問委員言われたような事情聴取等を行うつもりはありませんし、ただ、先ほどから何度も申し上げておおり、特殊な事例ということですので、入札制度等をいろいろ見直す、検討、工夫をする中で、この特殊な事例が起こらない工夫はしてまいりたいというふうには考えております。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 11:03

再開 11:03

委員会を再開します。

○川上委員

法令に照らして、必要がない理由について、法令に照らして問題がないと言いました。それから、鎮西の場合について言ったんだらうけど、特殊な事例ですと。本当に法令に照らして問題はないのかということについて、自省する、みずから謙虚に点検をするということを知らなければならぬですよ。赤坂の調整池問題では、土壌汚染対策法、事前調査、事前届け出もしてないじゃないですか。そういったことも含めて、やってみてくださいよ、それから特殊な事例というのであれば、なぜ特殊な事例が生じたのかが重要であって、だから、これは調査が必要でない理由にならないんです。法令と特殊な事例って、2つ挙げられたけど。逆です。この2つを挙げるならば、調査をしなければならない理由になってるんじゃないですか。今後、入札工夫したいと言うわけですから、あなた、今の答弁は今度の100%は好ましくないということをお前の言ってるわけですよ、総務部長が。

それで、あさってから、もうそうなってるかどうかわかりませんが、総務部長が職務代理者になるわけですね。この職務代理者の任務というのは、職務というのは、限られていると思います。しかし考えてみてください。東京都で、あれだけ市場移転問題めぐり、豊洲の、大事件起きた。新しい知事になるまでは、何の問題もないという態度だったでしょう、東京都は。議会もいろいろ、都議会のほうもいろいろやったかもしれないけども、新しい知事が登場して、職員と力を合わせて、あるいは都民の声も受けて、議会の声も受けて、やり始めたことは何でしたか。事務事業の検証だったでしょう。それで、検証に基づいて、新しい事態がわかり、そして、退職した元の党幹部に対しても、退職金の返還を求めるくらいの追及してますよ。元の都知事も出てきてもらおうということも言ってるぐらいでしょう。この態度と今のあなた方の態度、すぐ比較するわけいかないけども心構えとしては、そういう問題に今直面しているんだと思うんです。だから市は、執行部は私直ちに市民にも参加を呼びかけて、検証チームを結成して、当然じゃないかと思うんです。賭けマージャン事件というのは、市の入札をゆがめてないのかどうか。あなた方は、あなた方の立場に立ってもね、ゆがめてないということを証明しなければならないですよ。なのに調査をしないとかいうのは解せない。

そこで、私は、昨年8月に鎮西の建築工事の入札の前に、競争力を回復させるために、仮想の応札者を設定する方式について、提案しましたね。仮想の応札者を市が用意し、現実の応札者、1者であろうと2者であろうと、それと競争するわけですよ。1者入札ではそういう仮想の応札者がおることが前提になれば、そことその1者は競争しなければならないから、競争力が働くわけです、初めて。そういう提案しました。で、皆さん何という答弁をしたかという、調査研究するという答弁じゃないですか。いいことですよ。間に合わなかったけど。その後、聞いたら、調査研究続けるというから、あれから半年たちました。どういう調査研究しているのかね、お尋ねします。

○契約課長

ダミー会社、架空の入札者を設定してというご提案を受けておったんですけど、今、契約課の内部で今言われた1者しか申し込みがいなかった場合とか、多数をおった場合、そういった、こういったやり方が全国的にも調べておるんですけど、なかなかこういった形での案が出てきませんので、今はあくまでもまだ契約課内部での協議、研究を行っている段階でございます。

○川上委員

半年もたって、契約課内部というのはだれのことですか。共産党の川上が提案して、そういう方式は威力がないと、だから調査研究しませんという答弁なら、こういうふうに追いかけてませんよ。あなた方は一定の有用性を認めたから、調査研究をするといったわけでしょ。8月3日に言ったんです。で、23日に、あの100%の連続なんです。有用性を一たん認めておきながら、調査研究が半年もたって、契約課課内にとどまっているというのはどういうことですか。全然やってないということじゃないんですか。やってるんですか。

○契約課長

決して、優位性を認めたわけではありません。あのとき、提案を受けましたので、そういった方向もあるのか、内部で、こういった形があるのか調査研究といいますか、勉強をしてる段階であります。ですから今の段階でもご提案が全然だめとかいう結論も出てません。ですから、そういった回答になっております。

○川上委員

ポイントは、契約課内にとどまっているという、だれとだれがやってるか知らないけど、まともに扱ってないってことですよ。どうしてそういう、まともに扱わないのか。では、ほかの有用性のあることを検討したのかということとそうでもないわけでしょう。何にもやってないわけですよ、あなた方は。この100%落札率、1者入札、100%落札に対して、防御手段、何にも検討してない。そもそも平成26年度までは、だから27年3月までは、1者入札ご法度だったわけでしょう。一応、あなた方も。27年4月から解禁したわけでしょう。そしたら、競争力失われるに決まってるじゃないですか。その時に、あなた方の理由に、理屈に立ったとしても、競争力をそれでも失わせない別の手だてを考えるべきだったんです、そもそも。それをあなた方はどういう理由でかしなかった。1者入札100%落札オーケーですとゴーサインだけを出したわけですよ。ブレーキがない。だから、そのとおりになってきたわけでしょう。議会が総務委員会で入札制度を審査してる真っ最中にやったわけですよ、あなた方、そういうこと。だからブレーキをつけれと言ってるわけじゃないですか、共産党としては。全然、検討してない。なぜアクセルだけ踏んで、ブレーキを踏まないのか。これは忘れてましたっていうんじゃないでしょう。意図的に1者入札100%オーケーですというゴーサインだけを市内の業者にアピールしたわけですよ。そこを反省できないかと思うんです。

小中一貫校づくり、それから、大規模改造、こういうふうには260億円をかけて、子どもと教育のために税金投入した事業でしょう。借金払い入れると300億円を超すでしょう、はるかに。そういう事業を、教育委員会がやって、100%が頻発してて、いろいろ事情もあって、工期が遅れたり、それから事故が起きてても指名停止はしないし、子どもは4月から、楽市小学校の子どもたちは383人、あの危険な200号線を渡らせられて、線路も渡るんですよ。教育委員会、何の手だてもとってないじゃないですか。そういうような状態になってるんだけど、この入札において不正がなかったか、あなた方の責任でね、明らかにする必要があると思いません。重ねて総務部長の見解を伺います。これほど言ってもまだ調査できませんか。

○総務部長

先ほどご答弁申し上げたとおりでございます。

○川上委員

先ほど、東京都のことを例に出しました。あなた方が今後の入札制度改革にとって必要だと思う、私は思う、今回の賭けマージャン事件について、市の入札がゆがめられたかどうか、な

いかどうか調べないと言うんだったら、市民はどうしたらいいですか。今度の新しい市長に公正で清潔な市政運営を頼むしかない。新しい市長のもとで、あなた方はぜひ、入札制度の改革、市民が期待するような公正で競争力の働く入札制度づくりに頑張ってもらいたいと思います。議会のほうは恐らくは100条調査で全容解明して、皆さんと協働できる関係になるだろうと思います。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

暫時休憩します。

休憩 11:15

再開 11:25

委員会を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

○奥山委員

公明党の奥山でございます。委員長にお願いをいたします。本委員会に特別付託を受けております「入札制度について」は、種々審査を行ってきました。

これまでの審査において、入札の実施にあたっては、市内業者の育成、品質の確保、競争性の確保、公平性の確保を基本原則として行っているという執行部のスタンスのもと、「1者入札」や「落札率100%の入札」等について、協議してきました。

また、「前年度と異なる工種を希望する場合の格付」については、執行部から、種々検討したが、工種間に登録業者数の差がある状況を考えると、現行制度の取り扱いが、業種変更の乱発防止につながる。また業者の専門性の向上にも資すると考え、地元業者の保護育成に資する制度であると再確認したとの報告を受けたところです。

さらに、「S I等級の位置づけ」についても、現行のままとすることの報告を受けたところでありますが、このことについては、絶対的評価での「I等級基準の点数を100点以上上回る」という要件と、相対的に「I等級の上位から2分の1まで」という要件が2つあるからあいまいだということであれば、1つの要件、格付基準点数のみによって格付けすることは可能と考えるので、今後も検討をつづけたいとのことでした。

また、公契約条例についても研究を続けていくとのことでした。

今後も適正な入札制度を維持していくため、更なる努力をしていただくことを要望いたしまして、本件については調査終了としていただきますよう、委員長においてお取り計らいをお願いいたします。

○委員長

ただいま、奥山委員から本件について調査終了としてほしい旨の申し出がありましたが、本日、調査終了について、お諮りすることによろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように取り計らいをさせていただきます。

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論ありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「入札制度について」は調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は、調査終了することに決定をいたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申し出が
あっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「飯塚市立地適正
化計画について」、報告を求めます。

○地域連携都市政策室長

昨年度から取り組んでおりました飯塚市立地適正化計画の策定につきましては、12月1日
に外部組織であります地域連携都市政策協議会で第6回の協議を終えたのち、1月に計画を取り
まとめましたので、ご報告いたします。本日は計画書をお配りしております。なお、計画
の公表は平成29年4月1日としております。

昨年9月から10月にかけて都市機能誘導区域案、居住誘導区域案を含む計画案を公表し、
市民の皆様からの意見を募集することと合わせまして、委員会におきましても計画案の概要に
ついてご報告させていただきましたが、その際の内容から大きく修正が加わることはございま
せんでしたので、本日は、計画の内容の説明は省略させていただきますが、計画を公表いたし
ますと、それに伴いまして、都市機能誘導区域外における誘導施設や居住誘導区域外における
一定規模以上の住宅の建築等を行う場合には都市再生特別措置法に基づき、届出が必要とな
ってまいります。

本日はこの届出制度について、少し説明をさせていただきます。計画書の113ページをお
願いいたします。

最初に、上段部分の(1)都市機能誘導区域外での建築等の届出について説明をいたします。
都市機能誘導区域外の区域におきまして、食品スーパーや医療施設等の都市機能誘導施設の整
備を行おうとする場合には、これらの行為に着手する日の30日前までに、行為の種類や場所
について市長への届け出が必要となってまいります。届出の対象となりますのは、そちらのほ
うに記載してありますとおり、誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合、
誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合、建築物を改築し、誘導施設を有する建築物
とする場合、建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合ですとなっております。

なお、本市の都市機能誘導施設につきましては、この計画書の94ページと95ページに施
設の定義とともに一覧表として整理しております。

113ページに戻っていただきまして、下段の(2)居住誘導区域外での建築等の届出につ
いて説明させていただきます。

居住誘導区域外の区域におきましては、一定規模以上の住宅開発等を行おうとする場合には、
都市機能誘導区域外での開発等を行う場合と同様に、これらの行為に着手する日の30日前ま
でに、行為の種類や場所について、市長への届け出が必要となってまいります。届出の対象と
なる行為は、次の114ページをお願いします。届出の対象となります行為は、3戸以上の住
宅の建築目的の開発行為、1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1千㎡
以上のもの、3戸以上の住宅を新築しようとする場合、建築物を改築し、または建築物の用途
を変更して3戸以上の住宅とする場合となっております。

届出によりまして、区域内への都市機能の誘導、居住の誘導に対し、何らかの支障が生じ
ると判断した場合には、飯塚市が開発業者等と協議、調整を計っていくこととなっております。

この計画が公表されますと、計画の適応の範囲内において設定した区域外に住宅や誘導施設
を建てたりすることに対し、罰則があるというものではございません。

計画を公表することで今後の都市構造の在り方を多くの方々に理解いただき、行政だけで
なく民間事業者の方々を含めた多くの関係者の皆さんと暮らしやすい飯塚市をつくっていこう
とするのがこの計画の趣旨となっております。このため、届出制度によって、都市機能誘導区域

外や居住誘導区域外における開発・建築等の民間活動の動向を把握しながら、規制ではなく、緩やかな誘導や既存施設の維持の考え方に立って、居住や都市機能の確保を目指してまいります。

本計画は、4月1日に公表することとしておりますため、今後3月末までの期間は計画の事前周知期間と捉えております。宅地建物取引業者の方々に対して、届出制度の説明をさせていただくほか、市報やホームページを活用して説明を行ってまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成28年度職員採用試験の実施状況について」、報告を求めます。

○人事課長

「平成28年度職員採用試験の実施状況について」、説明をいたします。

平成28年度の職員採用試験につきましては、最終合格者及び補欠合格者を決定いたしました。その実施状況等でございますが、資料といたしまして、A4判1枚の紙で提出させていただいております「平成28年度飯塚市職員採用試験実施状況」という資料をお願いいたします。

本年度の職員採用試験につきましては、全試験区分を合わせまして全体で、表の一番左側の一番下になりますが、34名程度の採用予定数に対しまして、741名の申し込みがございまして、平成28年10月16日に第1次試験を、また、11月19日、20日の両日、第2次試験を実施し、その合格者76名を対象に、去る12月17日、18日の両日、最終の第3次試験を実施いたしました。

そして、資料の右側3列をごらんいただきますと、第3次試験合格者数、それから第3次試験補欠合格者数の順に記載しておりますが、表の上から参りますと、行政事務の上級が男女合わせまして15名、その右側補欠合格者が4名、続きまして初級が5名、補欠合格者2名、順に、身体障がい者対象が2名、補欠合格者1名、UIJターン枠が2名、補欠合格者1名、学芸員が1名、補欠合格者1名、土木職が3名、補欠合格者は該当ございません、土木民間企業等経験者枠が2名、補欠合格者は該当ございません、電気が1名、補欠合格者は該当ございません、化学が1名、補欠合格者1名、保健師が2名、補欠合格者が1名で、以上合計いたしまして、最終合格者34名、補欠合格者11名を12月27日に発表し、任用候補者名簿に登載いたしました。なお、名簿登載期間は本年、平成29年3月31日までとなっております。

また、受験者数に対しまして最終合格者数の倍率につきましては、全体で14.6倍となっております。ちなみに昨年度は24倍でございました。

以上、簡単でございますが、「平成28年度職員採用試験の実施状況について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして総務委員会を閉会いたします。